

生衛発第1818号
平成11年12月27日

各都道府県知事 殿

厚生省生活衛生局
水道環境部長

「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正について

水道水質に関する基準については、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定める水質基準に加え、本職通知「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日衛水第264号）により、水質基準を補完する項目として快適水質項目及び監視項目を設定しているところである。

今般、最近の知見等を踏まえ、生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会の審議を経て、監視項目として、新たにダイオキシン類を設定することとしたので、下記について御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方よろしくお願ひする。

記

第1 監視項目の追加について

- 前記通知の（別表3）の32の項の後に次の1項を加える。

33	ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下（暫定）	固相抽出GC-MS法 溶媒抽出GC-MS法
----	---------	-----------------	--------------------------

第2 (略)

生衛発第1379号
平成12年9月11日

各都道府県知事 殿

厚生省生活衛生局
水道環境部長

「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正について

水道水質に関する基準については、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定める水質基準に加え、本職通知「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日衛水第264号）により、水質基準を補完する項目として快適水質項目及び監視項目を設定しているところである。

今般、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日厚生省令第15号）が平成12年4月1日から施行されることとなったほか、生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会の報告に基づき、監視項目として、新たに二酸化塩素及び亜塩素酸イオンを設定することとしたので、下記について御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方よろしくご配慮の程お願いする。

記

第1 監視項目の追加について

- 1 前記通知の別表3中「(33項目)」を「(35項目)」に改め、13の項から33の項までを2項ずつ繰り下げ、12の項の後に次の2項を加える。

13	二酸化塩素	0.6mg/l 以下	吸光光度法 (D P D法) イオンクロマトグラフ法 電流法
14	亜塩素酸イオン	0.6mg/l 以下	吸光光度法 (D P D法) イオンクロマトグラフ法 電流法

2 (略)

第2 (略)

健発第 3 7 5 号
平成13年3月30日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働省健康局長

「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正について

水道水質に関する基準については、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定める水質基準に加え、「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日衛水第264号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「通知」という。）により、水質基準を補完する項目として快適水質項目及び監視項目を設定しているところである。

これについては、「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）等を踏まえ、水道水の水質検査方法に自動測定法を導入することとされており、このうち、水質基準項目の濁度については、水質基準に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第81号）が平成13年3月30日公布され、同日施行されたところである。

今般、これに加えてpH値、色度及び残留塩素についても、水質検査方法に自動測定法を導入することとしたこと等に伴い、下記のとおり通知を改正することとしたので、その内容につき、御了知の上、貴管下水道事業者等関係者に対する周知方よろしくご配慮願いたい。

記

第1 (略)

第2 水質基準を補完する項目の一部改正について
同通知の別表2中

「

3	残留塩素	1mg/L程度以下	比色法（D P D法）、電流法、吸光光度法
---	------	-----------	-----------------------

」

を

「

3	残留塩素	1mg/L程度以下	比色法（D P D法）、電流法、吸光光度法、ポーラログラフ法
---	------	-----------	--------------------------------

」

に、

「

11	濁 度	給水栓で1度以下送配水施設入口で0.1度以下	透過光測定法、積分球式光電光度法
----	-----	------------------------	------------------

」

を

「

11	濁 度	給水栓で1度以下送配水施設入口で0.1度以下	透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法、透過散乱法
----	-----	------------------------	-------------------------------

」

に改める。

第3 (略)

写

衛水 第 152号
平成2年5月31日

各都道府県知事 殿

厚生省生活衛生局
水道環境部長

ゴルフ場使用農薬に係る水道水の安全対策について

標記については、生活環境審議会水道部会水質専門委員会において御審議いただいたところであるが、今般、別添「ゴルフ場使用農薬に係る水道水の安全対策について」として取りまとめられたことを受け、当面講ずべき措置を下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、必要な措置を講ずるとともに、貴管下水道事業体等に対する周知指導方につき、よろしく御配慮願いたい。

なお、これらの措置はゴルフ場使用農薬に係る当面の措置として定めたものであるが、現在、厚生省においては全般的な水質基準の見直しの作業を進めているところであり、これに基づき基準の改定、対象項目の追加等を検討することとしている。また、この中で具体的なモニタリング方法及び評価方法等についても検討の上、定めていくこととしているので申し添える。

記

1. ゴルフ場使用農薬に係る水道水の暫定水質目標

ゴルフ場使用農薬に係る水道水中の濃度について、別表に掲げる暫定水質目標を設定したこと。

当該水質目標は、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし、更に安全性を見込んで定めたものであり、万一、一時的に水道水質がある程度別表の数値を超える状況があっても直ちに健康上の影響が生じるものではなく、当該農薬の季節的な使用方法、採水時期等の状況を把握の上、年間平均値として評価されるものであること。

また、測定に当たっては、別表に掲げる測定方法を基本とすること。

2. モニタリングの実施

水道事業者等は、ゴルフ場が取水施設に近接している等ゴルフ場における農薬散布により汚染が懸念される場合については、浄水場の系統毎に適切な場所においてゴルフ場使用農薬のモニタリングを実施すること。なお、モニタリングの実施にあたっては、それぞれの地域におけるゴルフ場での農薬使用状況を把握の上、これらの項目のうち必要な項目について、水質目標の適合、不適合が判断できるよう適切なモニタリングを行うこと。

3. モニタリング結果への対応

モニタリングの結果、別表の数値を超えている検体が見いだされた場合、あるいは、これに近接した値が検出された場合については、測定頻度を上げるなど、モニタリングを強化する措置を講ずること。

その結果、水質目標を超える状況が判明した場合においては、ゴルフ場側で所要の対応が講じられるよう関係部局間の連絡調整等に努めること。また、水道側で対応する場合には、浄水方法の変更等によって水道水中の当該農薬の低減化を図ること。

なお、別表の数値を超える場合の具体的な対応については厚生省と協議されたいこと。

4. 都道府県の指導等

都道府県においては、ゴルフ場使用農薬に係る水道におけるモニタリングに関し、それぞれの地域において必要性を勘案しつつ、都道府県の機関や指定検査機関を活用する等により検査体制を確保し、効率的かつ計画的な監視が行われるよう、水道事業者等の指導等所要の措置を講ずること。また、中小の水道事業体において、これら農薬についてのモニタリングを行うことが困難な場合には、必要に応じ行政的な調査の実施等適切に対処すること。なお、飲用井戸等についても、必要に応じ、ゴルフ場使用農薬に関するモニタリングが実施されることが望まれるので、この旨飲用井戸等の設置者等を指導すること。

5. 関連部局の適切な連携

ゴルフ場に係る農薬問題については、行政全体として適切な対応がなされることが重要であるので、水道行政担当部局、環境行政担当部局、農林行政担当部局等の間における適切な連携が密になされるよう努めること。

別表 ゴルフ場使用農薬に係る水道水の暫定水質目標

対象農薬	水質目標		測定方法*
殺虫剤			
イソキサチオン	0.008 mg/L	以下であること	GC-MS、FPD(P)、FTD(NPD)
イソフェンホス	0.001	〃	GC-MS、FPD(P)、FTD(NPD)
クロルビリホス	0.004	〃	GC-MS、FPD(P)、FTD(NPD)
ダイアジノン	0.005	〃	GC-MS、FPD(P)、FTD(NPD)
トリクロルホン(DEP)	0.03	〃	GC-MS、FPD(P)
フェニトロチオン(MEP)	0.01	〃	GC-MS、FPD(P)、FTD(NPD)
殺菌剤			
イソプロチオラン	0.04 mg/L	以下であること	GC-MS、ECD、FPD(S)
イブロジオン	0.3	〃	GC-MS、FTD(NPD)
オキシン銅(有機銅)	0~0.4	〃	HPLC
キャプタン	0.3	〃	GC-MS、FPD(S)、ECD
クロロタロニル(TPN)	0.04	〃	GC-MS、ECD
チウラム(チラム)	0.006	〃	HPLC
トルクロホスマチル	0.08	〃	GC-MS、FPD(P)
フルトラニル	0.2	〃	GC-MS、FTD(NPD)
除草剤			
アシュラム**	0.2 mg/L	以下であること	HPLC
シマジン(CAT)	0.003	〃	GC-MS、FTD(NPD)
ナプロバミド	0.03	〃	GC-MS、FTD(NPD)
ブタミホス	0.004	〃	GC-MS、FPD(P)、FTD(NPD)
プロビザミド	0.008	〃	GC-MS、ECD、FTD(NPD)
ベンスリド(SAP)	0.1	〃	GC-MS、FPD(P)、FPD(S)、FTD(NPD)
ベンディメタリン	0.05	〃	GC-MS、FTD(NPD)

* 試料1Lをジクロロメタン抽出(100mL×2回)した後、それぞれの測定操作を行う。

**アシュラムについては、上記によるほか、メチル化してGC-MS等により測定する方法もある。



衛水第192号
平成3年7月30日

各都道府県知事 殿

厚生省生活衛生局
水道環境部長

ゴルフ場使用農薬に係る水道水の安全対策について

標記については平成2年5月31日付衛水第152号の本職通知をもって21種類のゴルフ場使用農薬に係る水道水の暫定水質目標、モニタリングの実施及び結果への対応、都道府県による指導の内容等について指示したところであるが、その後の地方公共団体からの要望等を踏まえ、生活環境審議会水道部会水質専門委員会で審議いただき、別表のとおり9種類のゴルフ場使用農薬について暫定水質目標を追加設定することとしたので、今後、これらの農薬についても上記通知に基づき適切に措置されたい。

なお、現行の21農薬及び今回追加の9農薬について、別添のとおり平成2年度の水質調査結果を取りまとめたので、今後のモニタリング計画等の参考とされたい。

別表 ゴルフ場使用農薬に係る水道水の暫定水質目標（追加分）

対象農薬	水質目標	測定方法（注1）
殺虫剤 ピリダフェンチオン	0.002mg/L 以下であること	GC-MS, FPD(P), FTD
殺菌剤 エトリジアゾール (エクロメゾール) クロロネブ ベンシクロン メプロニル	0.004 ノ 0.05 ノ 0.04 ノ 0.1 ノ	GC-MS, ECD, FTD GC-MS, ECD GC-MS, FTD GC-MS, FTD
除草剤 テルブカルブ (M B P M C) ベンフルラリン (ベスロジン) メコプロップ（注2） (M C P P) メチルダイムロン	0.02 ノ 0.08 ノ 0.005 ノ 0.03 ノ	GC-MS, FPD(S), FTD GC-MS, ECD, FTD GC-MS, ECD GC-MS, FTD

（注1） 試料1Lをジクロロメタン抽出(100mL×2回)した後、それぞれの測定操作を行う。

（注2） メコプロップはジアゾメタンによりメチル誘導体化後、GC-MS又はGCで測定を行う。

写

衛水第227号
平成5年12月1日

各都道府県
水道行政担当部（局）長 殿

厚生省生活衛生局
水道環境部水道整備課長

水質基準に関する省令の施行に当たっての留意事項について

水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号、以下「省令」という。）の施行については、所要の準備をお願いしてきたところであるが、本日より施行されるところとなった。

水質基準の施行上の留意事項については「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日付衛水第264号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）その他により通知しているところであるが、これらの運用について照会の多い事項について別添のとおりとりまとめたので、管下水道事業者等の指導に際して活用を図られたく送付する。

安全で良質な水道水に対する国民的要請に応えるため、新しい基準に適合した水道水の供給に万全を期されるよう各水道事業者等に対しよろしくご指導願いたい。

水質基準の施行に当たっての留意事項について

平成 5年12月
厚生省生活衛生局
水道環境部水道整備課

1～5 (略)

6 ゴルフ場使用農薬に係る水道水の安全対策

ゴルフ場使用農薬については、「水道水質に関する基準の制定について」(平成4年12月21日付衛水第264号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)により、従来指導してきた22種類(表-2)について、必要に応じ適切なモニタリングを実施するよう指示されているところであるが、その検査に当たっては、1(1)で示したとおり、上水試験方法によられたい。

表-2 ゴルフ場使用農薬にかかる水道水の水質目標

対象農薬	水質目標
(殺虫剤)	
イソフェンホス	0.001mg/l以下であること
クロルピリホス	0.004 "
トリクロルホン(D.E.P.)	0.03 "
ピリダフェンチオン	0.002 "
(殺菌剤)	
イプロジオン	0.3mg/l以下であること
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004 "
オキシン銅(有機銅)	0.04 "
キャプタン	0.3 "
クロロネブ	0.05 "
トルクロホスマチル	0.08 "
フルトラニル	0.2 "
ペンシクロン	0.04 "
メプロニル	0.1 "

(除草剤)	
アシュラム	0.2mg/l以下であること
テルブカルブ (M B P M C)	0.02 "
ナプロパミド	0.03 "
ブタミホス	0.004 "
ベンスリド (S A P)	0.1 "
ペンディメタリン	0.05 "
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.08 "
メコプロップ (M C P P)	0.005 "
メチルダイムロン	0.03 "

7 以下 (略)

衛水第39号
平成11年6月29日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生省生活衛生局
水道環境部水道整備課長

「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」等の一部改正について

水質基準を補完する項目については、厚生省生活衛生局水道環境部長通知「『水道水質に関する基準の制定について』の一部改正について」（平成11年6月29日付生衛発第959号）により指示されたところであるが、生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会の報告に基づき、本職通知「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」（平成5年3月31日衛水第104号）と「水質基準に関する省令の施行に当たっての留意事項について」（平成5年12月1日付衛水第227号）の一部改正を行うこととしたので参考とされたい。

記

第1 (略)

第2 「水質基準に関する省令の施行に当たっての留意事項について」（平成5

年12月1日付衛水第227号）の一部改正

1 (略)

2 同別添中表-2を次のように改める。

表-2 ゴルフ場使用農薬にかかる水道水の水質目標

対象農薬	水質目標
(殺虫剤) イソフェンホス	0.001mg/l以下であること

クロルピリホス	0.004	"
トリクロルホン (D E P)	0.03	"
ピリダフェンチオン	0.002	"
アセフェート	0.08	"
 (殺菌剤)		
イプロジオൺ	0.3mg/l	以下であること
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	"
オキシン銅 (有機銅)	0.04	"
キャプタン	0.3	"
クロロネブ	0.05	"
トルクロホスメチル	0.08	"
フルトラニル	0.2	"
ペンシクロン	0.04	"
メプロニル	0.1	"
メタラキシル	0.05	"
 (除草剤)		
アシュラム	0.2mg/l	以下であること
テルブカルブ (M B P M C)	0.02	"
ナプロパミド	0.03	"
ブタミホス	0.004	"
ベンスリド (S A P)	0.1	"
ベンディメタリン	0.05	"
ベンフルラリン (ペスロジン)	0.08	"
メコプロップ (M C P P)	0.005	"
メチルダイムロン	0.03	"
ジチオピル	0.008	"
ピリブチカルブ	0.02	"

3以下 (略)